

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

梶原町

2 構造改革特別区域の名称

梶原町どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

高知県高岡郡梶原町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置

梶原町は、北緯 33 度 23 分、東経 132 度 55 分、高知県の北西部に位置する面積 236.51 km²の山間の町である。

町内には日本最後の清流「四万十川」の源流域に位置しており、町内には「梶原川」「四万川」「北川川」など多くの川が流れ、いずれの地域も川沿いに集落が点在している。

四国山地に抱かれた梶原町は地形が急峻で町域 91%が山林で占められ、農地や宅地の面積比率は極めて少なく、標高は南部 220mから北部 1,455mという高低差がある中に形成している。

(2) 気候

梶原町は南北で気温の差があり、年間平均気温 13.4℃、最低気温マイナス 10.2℃、最高気温 36.0℃降水量は、2,630mmとなっている。

冬季には、町内全域で降雪が見られ、北部山岳地域では 1.0mから 1.5mの積雪が見られる。

(3) 人口

昭和 45 年に 7,011 人を数えた人口は昭和 60 年には 5,407 人に平成 12 年には 4,860 人に平成 17 年には 4,625 人に平成 22 年には 3,931 人と減少を続けている。

(4) 産業

梶原町は農林業を基幹とする第 1 次産業や公共投資に伴う土木建築工事等の第 2 次産業を中心として発展してきたが、近年長引く林業不況や農作物の価格低迷に伴う後継者の減少、また経済不況に伴う公共事業の減少などを原因として産工業の衰退等により、若年層の町外流出が続いている。

また企業誘致に関しても、今日の経済不況により設備投資や地方への進出等に慎重な企業が多く、新たな企業誘致は困難な状況にあり、梶原町の雇用状況は極めて厳しい状況となっている。

この様な状況下、梶原町外から農業研修を機に移住を考える若者層の動きがここ数年増加傾向にある。

なお、梶原町の第 1 次産業就労者数は平成 12 年は 889 人で、就業人数における構成率は 31.7%であったが、平成 17 年には 945 人と増加している。また第 2 次産業は平成 12 年は 943 人であったが平成 17 年には 752 人となり、就業者の高齢化や公共事業の削減等に伴い減少傾向にある。この影響は第 1 次産業就労者の増加に大きな影響を及ぼしている。

第 3 次産業に関しては、平成 7 年は 904 人、平成 17 年には 975 人となっており、人口の

減少率から想定すると就業構成率は大きく増加している。

5 構造改革特別区域計画の意義

梶原町の農業は、米価の下落や生産調整などによる厳しい経営環境や、それを起因とした就農者の減少や高齢化が伴い、慢性的な担い手不足に直面しており、耕作放棄地が発生するなど農地の荒廃が進んでいる。

このことは、地域の活力低下のみならず、国土の自然環境の保全や水源の涵養などの機能の低下を招く原因ともなっている。

このような状況から、新たに梶原町の活性化を図る為には、特色のある地域づくりを進めることは必要不可欠であり、従来型の生産・供給中心の産業振興から第1次産業で生産された農産物を加工して高付加価値製品化を図り、グリーンツーリズム等の観光産業等と連携し、販売を促進する第6次産業化に取り組む事が必要である。

この様な状況化、梶原町では平成27年度春の操業を目標として、高知県と共に集落維持に取り組んでいる集落活動センターで野菜の加工施設整備や、またそれらを販売する産直施設の出店準備に取り組んでおり、新たな産業として期待されている。

また、梶原町は昼夜の温度差などによる良質の「旨い米」が生産されている地域であり、その多くが山間特有の「棚田」で生産されている。

梶原町の「千枚田の棚田米」は高知県を代表する自慢の米となっている。今後、更にこれらの米の付加価値や地域イメージを高める上において、「棚田米」と清流四万十川の「源流域の水」で出来た濁酒は必要不可欠である。

また、濁酒の生産と併せて、地域の特産品の製造や雇用の確保を図り、地域の活性化に取り組む。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回申請する構造改革特別区域計画の「特定農業者による特定酒類の製造事業」では、梶原町の特定農業者が生産した棚田米による自家製濁酒を生産することで、地域農産物の利用拡大並びに梶原町のイメージの向上を目指す。

イメージの向上により、梶原町産の農産物や加工食品等の販売促進や販路の拡大等が期待できる。

また、梶原町の豊かな自然や歴史、伝統文化などと併せて新たな「郷土食」として濁酒等を加えることにより、梶原町の魅力を高め更なる交流人口の増加や農業の振興並びに地域経済の活性化を図る事を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

梶原町では農産物の産直販売施設を町内5店舗設置して農産物の販売に取り組んでいる。また、この度11月操業を目標に農産物の加工施設やレストランを兼ねた産直加工食品販売施設を町内に整備する予定である。

また、観光交流施設としては「雲の上のホテル」・「雲の上のホテル別館マルシェ」・「森林学習館」やキャンプ場のある太郎川公園に併設された「雲の上の市場」などを展開している。

しかしながら、産直施設での販売は野菜を中心とした1次産業が主体であり、加工品は少ない状況である。しかしながら営農指導や経営改善等に取り組んだ結果、販売類においては一定の効果が表されている。

また、観光交流人口においても今日の社会的状況もあるが、施設の改善や案内板の充実や観光ガイドの育成などに取り組んだ結果、一定の効果が表れ徐々にではあるが増加傾向にある。

このような状況化、梶原町で生産された棚田米を活用した濁酒等の商品化は、梶原町の魅力を高めると共に、相乗効果により農業経営や観光事業の安定化、並びにグリーンツーリズム定着による交流人口の増加等、極めて重要である。

具体的効果としては、交流人口の増加によって地域農産物の販売量や販売額の拡大や、町内にある「雲の上のホテル」や「雲の上のホテル別館マルシェ」、「農家民宿」等の各種宿泊施設が、イメージ向上効果による宿泊客の増加での経営の安定化が図られると共に、それに伴う農家所得の向上等により、農業経営の意識改革が期待される。

(1) 交流人口の増加

特色ある地域としての魅力が高まることで、交流人口の拡大が期待できる。

○入込客・宿泊客の推移及び計画

(単位：人)

年 度	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 32 年度目標
入込客数	257,064	271,730	329,077
宿泊客数	8,259	8,238	9,887

(2) 新規企業の促進

特定農業者の濁酒の製造により、町内の農家レストラン・農家民宿での新たな起業が期待できる。

○農家レストラン・農家民宿での濁酒製造計画

(単位：件)

区 分	平成 26 年度目標	平成 32 年度目標
農家レストランでの濁酒製造件数	1	2
農家民宿での濁酒製造件数	0	3

合 計	1	5
-----	---	---

(3) 農産物・特産品産直施設の販売額の向上

濁酒の製造による交流人口の増加に伴い、農産物や特産品の販売額の増加による農家所得の向上が期待できる。

○主要な農産物・特産品産直施設の販売計画

(単位：千円)

区 分	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 32 年度目標
雲の上 産直施設	—	18,384	34,000
道の駅 産直施設	26,030	21,313	38,000
その他	—	—	10,800
合計	26,030	39,697	82,800

8 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めたものに限る。）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関わる主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

高知県高岡郡梶原町の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造する場合には製造免許にかかる最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場産品の創造となり、地域の活性化につながる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながら農家の副収入のひとつの手段となることに加えて、濁酒と併せて地元食材を提供することにより、地産地消の促進にもつながると考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化につながるものという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考えます。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となる。

町は、無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。